



川口けいすけのグリーنز川越

40
since 2003

編集/発行 市議会議員 川口けいすけ(無所属) 無所属議員控え室 川越市役所6F
TEL 080-3025-5776 FAX 049-227-3810 E-mail kawaguchi-keisuke@nifty.com

『児童遊園での除草剤の使用禁止を』川口けいすけ 3月議会一般質問より

市内児童遊園の約90%で除草剤使用

児童遊園というとあまり聞きなれないかもしれませんが、住宅地の中や、神社の隣にあるような小さな公園の多くが児童遊園で、市内に179箇所あります。(公有、私有地等様々)川越市児童遊園設置要綱によると、幼児や児童を交通のわざわいから守って、健全な育成を図ることを設置目的としており、管理運営が地域で出来ることが設置条件となっています。園内の除草作業もこの管理のうちで、地域＝自治会が行うことになっています。そして市では、自治会の要望があれば無料で除草剤を配布しています。その結果、約90%の児童遊園では除草は除草剤によって行うようになっていました。

	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度
配布児童遊園数(A)	154	168	161	168	176
全児童遊園数(B)	179	181	183	186	188
A/B	86.03%	92.82%	87.98%	90.3%	93.62%



除草剤配布の理由に、主に高齢化等による人手不足を上げ、なるべくなら使いたくない物だとも説明しました。しかし現状は、自治会から「下さい」と言われれば、「はいどうぞ」と極めて安易に配布し、実際の除草剤の使用状況も把握していませんでした。その結果、幼児や児童が遊ぶ場所であるにもかかわらず、長年に渡り、通常必要な安全対策や住民への周知は徹底されず、私の調査時にも、多くの利用者はその公園で除草剤が使用されていることを知りませんでした。そして、多くの利用者が除草剤の不使用を望んでいました。(業者に依頼している大きな公園では人体や環境への配慮から徹底されています)

市長「遅くとも4年以内に中止したい」



今回の一般質問で私は、これまで『使いたくはないが、住民の要望なので仕方なく配布している』と言い続けてきた市に対し、除草剤の使用を禁止した他市の例や、化学物質過敏症の例、除草剤の危険性、安全対策のずさんさ、を列挙し除草剤の不使用を求めました。それに対して市長は、『遅くとも4年以内には中止したい』と答え、明確な判断を示しました。

そもそも、なぜ公園の雑草を根絶やしにしなければいけないのでしょうか。背丈まで伸びて安全上問題のある状態でなければ、街中ではむしろ歓迎すべき存在だとすら考えます。公園にはクローバー、つくし、たんぽぽ、ぺんぺん草が生え、蝶やてんとう虫など小さな昆虫が見られてこそ、公園の意義があるのではないのでしょうか。雑草＝害悪であるという考え方に私は疑問を感じます。

多くの方が望んでいなかった除草剤の使用は市長の決断によって中止の方向性が示された訳ですが、今度は住民の手によってボランティア精神で草むしりをするか、税金をかけてシルバー人材センターの方なりをお願いすることになります。もともと、地域で管理することが条件で設置されているのが児童遊園です。面積もいくつかの大きいところを除くと400㎡に満たない程度です。しかも、草が生えているのは多くの場合そのごく一部です。年数回程度の草むしりには是非参加していただき、また除草剤が欲しいという声がでないことを願います。

